

令和7年度 中部浄化センター合流最初沈殿池清掃業務仕様書 (案)

本業務委託は、中部浄化センター合流最初沈殿池8池のうち1池内に堆積した汚泥等の除去及び清掃作業を行うことで、合流最初沈殿池内に立ち入り躯体調査ができる状態にするものである。

1 業務内容

- (1) 中部浄化センター合流最初沈殿池内の施工箇所に滞水している汚水を運用している合流最初沈殿池側へ排水し、槽内の清掃及び堆積した汚泥(約60m³)を除去する作業。(別紙参照)
- (2) 除去した汚泥(産業廃棄物)を、委託者が契約する市内中間処理場へ適正に運搬する作業。

2 適正処理に必要な情報の提供

- (1) 産業廃棄物の発生工程
合流最初沈殿池内に流入した下水中に含まれた沈砂等が沈殿、堆積したもの
- (2) 産業廃棄物の性状及び荷姿
含水率80%以上の汚泥
- (3) 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
腐敗による悪臭発生
- (4) 混合等により生ずる支障
無し
- (5) 日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
該当無し
- (6) 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その事項
該当無し
- (7) その他取扱いの注意事項
無し

3 施工日時

受託者は、日常の維持管理業務に支障をきたさないよう事前に委託者と協議して業務予定表を作成し実施すること。

- (1) 施工日については、土曜日、日曜日及び祝日を除くものとする。
- (2) 作業時間は、原則として午前8時30分から午後5時までとする。

4 業務の実施

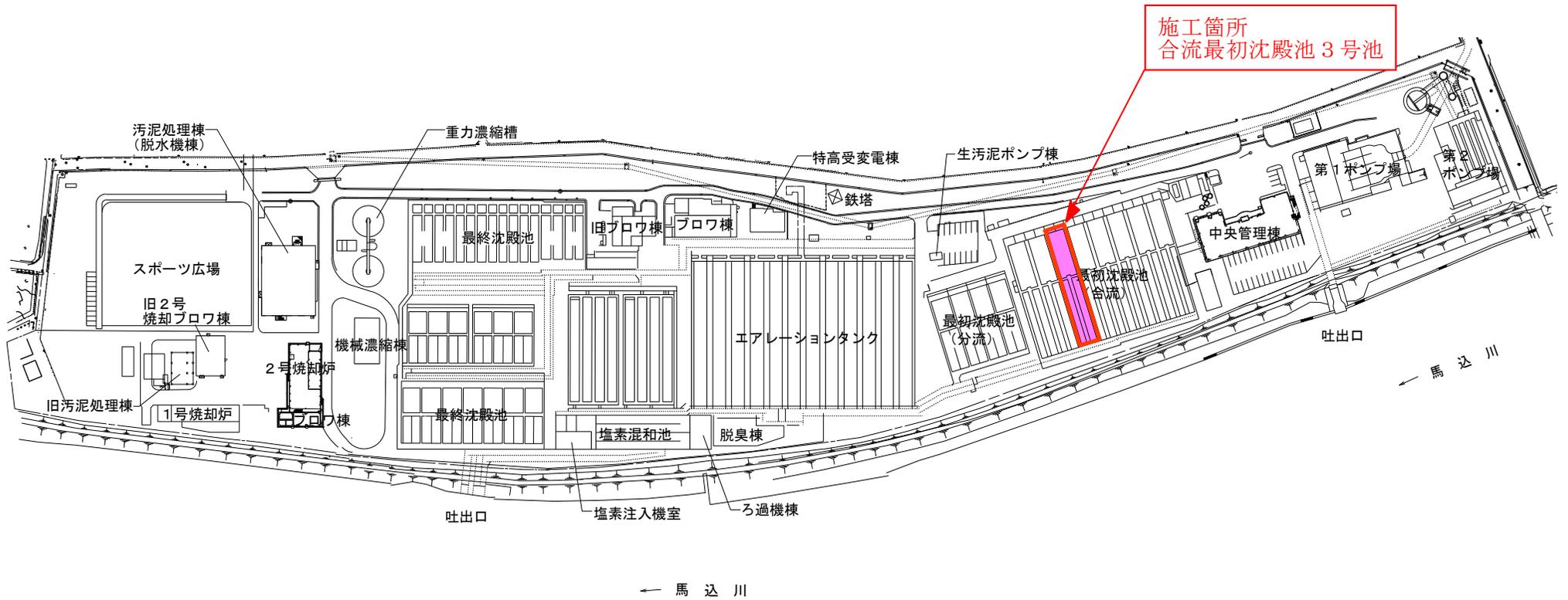
- (1) 業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。
- (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに関係法令を遵守すること。
- (3) 安全(酸欠対策・転落対策)には十分注意し、対策を講じてから作業にあたること。
- (4) 作業に必要な機材(強力吸引車や排水ポンプ等)は全て受託者で準備すること。
- (5) 作業に必要な電力、用水等については委託者の許可を得たうえで使用すること。
- (6) 作業場周辺を清潔に保つとともに、施設及び周辺機器に破損を与えないよう実施すること。万一破損等を与えた場合は速やかに委託者に報告するとともに、受託者の責任にて原状復旧すること。

5 提出書類

- (1) 業務写真（清掃前、中、後及び処分場入口看板等の現場写真）
- (2) マニフェスト B2 票
- (3) 業務完了報告書

中部浄化センター案内図

所在地：浜松市中央区瓜内町1825番地



合流最初沈殿池 3号池

